

概要版

第3期

井手町 子ども・子育て 支援事業計画



井手町

第3期井手町子ども・子育て支援事業計画について

1 計画策定の趣旨

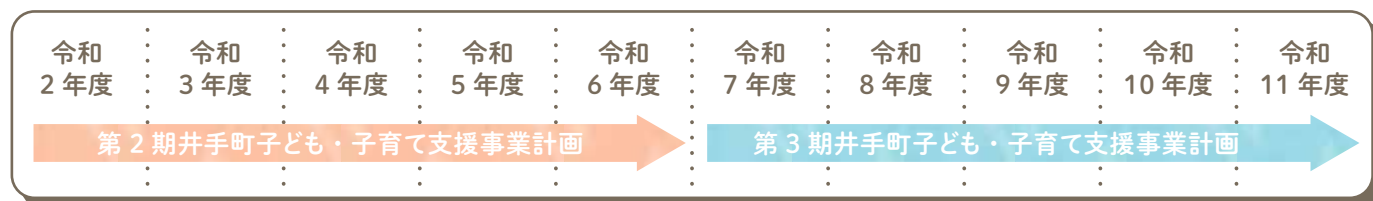
「井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、本町の子どもや子育てに関する総合的な計画です。

本町においては、令和2年に「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「地域の温もりで子が育つまち いで」を将来像に、保育など子育て支援サービスの提供や、全ての子どもが健やかに成長できるためのきめ細かな体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援できる環境整備に取り組んできました。

本計画は、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることから、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7年度以降の本町における子ども・子育て支援施策をより一層促進することを目的として策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。また、計画期間中であっても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化、本町の人口や社会環境の変化などがあった場合は、実情に応じて適宜見直しを行います。



3 計画の基本理念

本計画では、基本理念を第2期計画の「地域の温もりで子が育つまち いで」から「地域のぬくもりで子どもが未来に輝くまち 井手町」と改め、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行などを踏まえ、子どもの最善の利益が保証される「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「子どもが未来に輝くまち」の実現に向けて策定します。

地域のぬくもりで子どもが未来に輝くまち
井手町



井手町の現状と課題

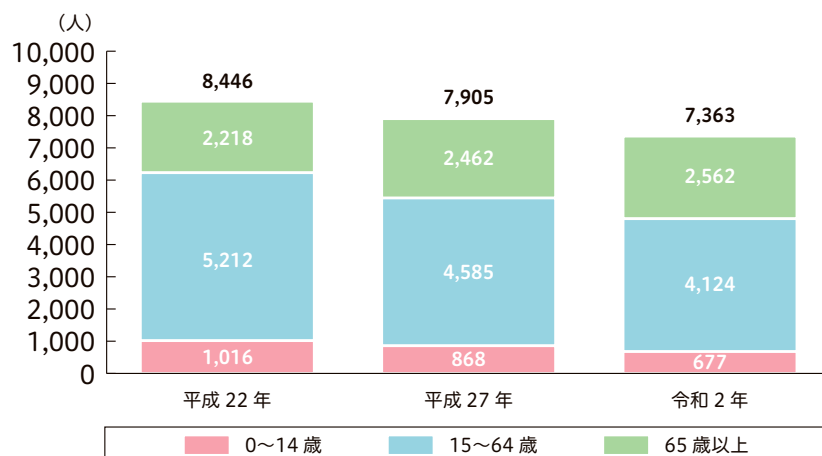
1

人口の推移

年齢3区分別人口の推移では、0～14歳(年少人口)と15～64歳(生産年齢人口)は減少して推移している一方、65歳以上(老年人口)は増加して推移しており、少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査（平成22年～令和2年）



2

ニーズ調査の結果からみる課題

本計画の策定にあたり、本町在住の未就学児童の世帯・保護者と小学生児童の世帯・保護者、町内の小学5・6年生と中学生を対象にニーズ調査（アンケート）を行いました。

保護者の意見

「望ましい子育て支援施策」では、「子育てのための安心、安全な環境整備」を望む意見が多くありました。また、就学前児童のいる家庭では経済的負担を感じている世帯・保護者が多くあり、今後も子どもの健やかな育ちの実現に向けて、より一層の支援の充実が必要となっています。さらに、共働き家庭の保育ニーズへの対応や、ひとり親家庭が抱える困難への対応、子どもの貧困対策の推進などは近年特に重要視されている課題となっており、各家庭の課題をふまえた総合的な支援が求められます。



小学生と中学生の意見

井手町に対するイメージでは、「良いイメージを持っている」が50.9%、10年後も井手町に住み続けていきたいかについては「井手町以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」が56.4%でした。井手町に感じる愛着の理由では「自然が豊かなこと」「住んでいる人がやさしい」といった意見が多くみられました。

多くの時間を過ごす地域の中に子どもたち自身が楽しいと思える場所や機会、美しい自然など、安心感を得られる環境の存在は、まちへの愛着の醸成へとつながると考えられます。



計画の視点と基本目標

1 計画を推進するための3つの視点

子育て家庭の現状や社会的な背景を踏まえ、3つの視点を掲げて計画を推進します。

1 子どもの視点に立った子育て支援を推進

子どもがかけがえのない存在として尊重されるよう、当事者の視点に立った子育て支援を進めます。

2 全ての子育て家庭の支援を推進

貧困と格差の解消を図るとともに、子どもとの生活に安らぎや夢を持続けられるよう、全ての子育て家庭が安心できる子育て支援を進めます。

3 地域社会全体で子育て支援を推進

さまざまな人とのつながりや助け合いによって、子育ての楽しさやたいへんさが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政などが連携し、地域社会全体での子育て支援を進めます。

2 計画の基本目標

基本
理念

地域のぬくもりで子どもが未来に輝くまち井手町

基本目標1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり

親と子の健全な生活を継続支援していくために、多様な人材などの活用による保健・医療体制の充実をはじめ、貧困家庭の子どもへの支援や食育学習の推進など、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

基本目標2 子どもの育ちを支える仕組みづくり

国の制度改正の動向などを踏まえながら、子どもの成長と家庭環境に合わせた行き届いた幼児教育・保育の環境を提供し、さらに世代を超えた地域内交流を推進することで、一層充実した子どもの育ちを地域で見守る環境を整えます。

基本目標3 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

男女共同参画の普及と実現や仕事と子育ての両立支援を進めるため、行政をはじめ、地域や企業に対する啓発活動を推進するとともに、地域子育て支援環境の充実を図ります。

基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが安心して生活できる住環境、道路・交通環境などの整備を進め、子どもの安全の確保や犯罪の未然防止など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

第3期計画の新規事業

より一層安心して子育てができるよう、本計画から新しい事業が始まります。その中の主なものをご紹介します。

こども家庭センターの設置

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能が連携した一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、「こども家庭センター」を設置し、健やかな妊娠、出産、子育てを支援します。

妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行い、必要な支援につなぐ事業で、伴走型相談支援の充実を図ります。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）※令和8年度より実施予定

保育所や幼稚園を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に保育所や幼稚園を利用できる、国において制度化された事業です。

第3期計画の量の見込みと確保方策

延長保育や一時保育、放課後児童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むことを「量の見込み」といいます。「子ども・子育て支援事業計画」では、計画期間における「幼児期の教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを算出し、見込みに基づいた供給体制の確保方策を掲げます。

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

■教育事業〈1号認定〉

対象：3～5歳の教育のみを必要とする子ども／提供施設は幼稚園、認定こども園

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の内容	6	6	6	5	5
過不足②-①	0	0	0	0	0

■保育事業〈2号認定〉

対象：3～5歳の保育を必要とする子ども／提供施設は保育所、認定こども園

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	115	106	102	98
②確保の内容	120	115	106	102	98
過不足②-①	0	0	0	0	0

■保育事業〈3号認定〉

対象：0～2歳の保育を必要とする子ども／提供施設は保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	52	52	50	49
0歳	9	9	9	8	8
1歳	19	20	19	19	18
2歳	27	23	24	23	23
②確保の内容	55	52	52	50	49
過不足②-①	0	0	0	0	0

[確保方策]

1号認定については、今後も広域的な利用も視野に入れ、ニーズに対応していきます。2号認定・3号認定については、現状の保育園における内容の充実化などを図り、ニーズに合わせて検討していきます。また、認定こども園の整備について、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に向けて、状況に応じて対応を検討します。

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案し、給付を行います。

■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月児	①量の見込み	—	2	2	2	2
	②確保の内容	—	2	2	2	2
	過不足②-①	—	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	—	2	2	2	2
	②確保の内容	—	2	2	2	2
	過不足②-①	—	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	—	2	2	2	2
	②確保の内容	—	2	2	2	2
	過不足②-①	—	0	0	0	0

[確保方策]

受入れ園については、地域の保育需要などを見定め、実施できるよう整備します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■地域子ども・子育て支援事業

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業		人日	720	720	720	720	720
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1年生	人	16	22	21	20	20
	2年生		14	12	17	16	14
	3年生		9	9	8	11	10
	4年生		3	3	3	3	4
	5年生		3	2	3	3	2
	6年生		1	1	1	1	1
子育て短期支援事業		人	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人日	992	943	934	905	876
一時預かり事業	幼稚園型	人	0	0	0	0	0
	幼稚園型以外	人	293	279	266	257	247
病児・病後児保育事業		人	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業		人	49	47	46	44	42
乳児家庭全戸訪問事業		人	33	32	31	30	29
養育支援訪問事業		件	3	3	3	3	3
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1
子育て世帯訪問支援事業		人日	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業		人	0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業		人	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業		回	46	46	44	42	42
産後ケア事業		人日	3	3	3	3	3

※全ての事業において、量の見込みと確保の内容の過不足は0となります。

[確保方策]

それぞれの事業について、十分な量を確保するため、施設の充実や運営方法の工夫、事業を支える人材の確保、近隣市町との連携などに努め、今後の動向を見定めながら、ニーズに対応できるよう事業を実施していきます。また、研修などを通じて事業を行う人材の意識や能力の向上に努め、事業の質の向上を図ります。

計画の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境などさまざまな分野にわたっていることから、関係部局や関係機関・団体などと連携・協働を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。また、庁内の推進体制として、住民福祉課において進捗状況の管理と定期的な評価・検証を行います。

Action

処置・改善

○事業内容の改善・見直し

Check

点検・評価

○施策・事業の実施状況の把握

Plan

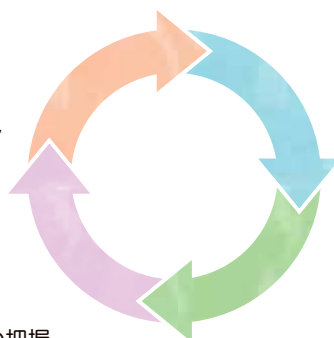
計画

○計画の立案

Do

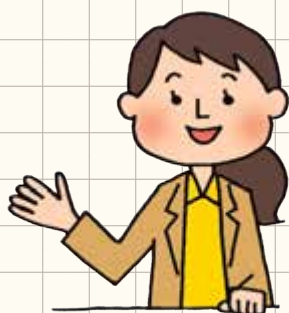
実施・実行

○施策・事業の実施



一人ひとりに寄り添う

相談支援で子育てをサポート！



子育て支援
コンシェルジュが
サポートします！

入園の手続きって
どうしたらいいの？

子どもの
発達が気になる

井手町の
子育て情報を
知りたい

お話をうかがいながら、
必要なサービスの情報提供を行い、
あなたの子育てを応援します。

お問い合わせ

みんなよいこ
☎0774-82-3415

✉ hoken-c@town.ide.lg.jp

平日 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始除く)

場所

井手町保健センター
住所：井手橋ノ本 13

相談方法

電話、メール、来所面談、
訪問相談など、利用し
やすい方法でご相談くだ
さい。

第3期井手町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行：井手町 住民福祉課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地

電話：0774-82-6164 FAX：0774-82-5055